2　小委員会は、次のことを任務とする。
(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。
(b)　この章の規定に関連する問題及び両締約国が合意する電気通信分野に関連する問題について討議すること。
(c)　適当な場合には、合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。
(d)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。
4　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。
5　小委員会は、コンセンサス方式により、両締約国政府以外の関係団体の代表者（民間部門からの代表者を含む。）であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを小委員会の会合に出席するよう招請することができる。

**第十・二十三条**　国際機関との関係

両締約国は、電気通信網及び電気通信サービスの世界的な互換性及び相互運用性のための国際的標準が重要であることを認め、関係国際機関（国際電気通信連合及び国際標準化機構を含む。）の作業を通じて当該国際的標準を推進することを約束する。

## 第十一章　金融サービス

**第十一・一条**　適用範囲

1　この章は、金融サービスに関し、第九章（サービスの貿易）及び第十四章（投資）の規定の追加的な約束について定める。
2　この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であって、金融サービスの提供に影響を及ぼすものについて適用する。この章において「金融サービスの提供」というときは、第九・二条（サービスの貿易―定義）(n)に規定するサービスの提供をいう。

**第十一・二条**　定義

1　この章の規定の適用上、
(a)　「金融サービス」とは、金融の性質を有する全てのサービスをいう。金融サービスは、全ての保険及び保険関連のサービス並びに全ての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、附属書九（金融サービス）に掲げる活動を含む。
(b)　「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供しようとし、又は提供している者をいう。ただし、金融サービス提供者には、公的機関を含まない。
(c)　「新たな金融サービス」とは、金融の性格を有するサービス（既存の又は新たな商品に関連するサービス及び当該商品が納入される態様を含む。）であって、金融サービス提供者によって一方の締約国内においては提供されていないが他方の締約国内においては提供されているものをいう。
(d)　「公的機関」とは、次のものをいう。
(i)　締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配する機関であって主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）
(ii)　中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行している私的機関。ただし、当該機能を遂行しているときに限る。
(e)　「自主規制団体」とは、金融サービス提供者に対して、自己の又は委任された規制権限又は監督権限を行使する非政府機関（有価証券又は先物の取引所又は市場、清算機関その他の組織又は団体を含む。）をいう。
2　第九・一条（サービスの貿易―適用範囲）2(e)の規定の適用上、「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、金融サービスについては、次の活動をいう。
(a)　締約国の中央銀行又は金融当局が行う活動及びその他の公的機関が金融政策又は為替政策を遂行するために行う活動
(b)　社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動
(c)　公的機関が政府の勘定のために若しくは政府の保証の下に又は政府の財源を使用して行うその他の活動
3　締約国が自国の金融サービス提供者に対し2(b)又は(c)に規定するいずれかの活動について公的機関又は他の金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、第九・一条（サービスの貿易―適用範囲）2(e)の規定の適用上、「政府の権限の行使として提供されるサービス」には、当該活動を含まない。
4　第九・二条（サービスの貿易―定義）(j)の規定は、この章の規定の対象となるサービスについては、適用しない。

**第十一・三条**　新たな金融サービス

一方の締約国は、自国内に設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対し、自国内において同様の状況にある自国の金融サービス提供者が提供することを許可する新たな金融サービスを提供することを許可する。

**第十一・四条**　国内規制

この協定のいかなる規定も、締約国が信用秩序の維持のための金融サービス又は金融体系に関する措置（投資者、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護し、又は当該締約国の金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）を採用し、又は維持することを妨げるものではない。当該措置については、この協定の規定に適合しない場合には、この協定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。

**第十一・五条**　承認

1　締約国は、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、信用秩序の維持のための措置であって国際的な規制機関又は第三国のものを承認することができる。措置の調和その他の方法により行うことができる承認は、当該国際的な規制機関若しくは第三国との協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる。
2　1に規定する協定又は取決めの当事者である一方の締約国は、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来のものであるかを問わず、他方の締約国に対し、同様の規制及び監督が存在し、その規制が同様に実施され、並びに適当な場合には当該協定又は取決めの当事者間の情報の共有に関する手続と同様の手続が存在することが可能な状況の下で、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。当該一方の締約国は、承認を一方的に与える場合には、当該他方の締約国に対し、そのような状況が存在するか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

**第十一・六条**　情報の移転及び処理

いずれの締約国も、電磁的手段によるデータの移転を含む情報の移転若しくは金融情報の処理又は機器の移転が金融サービス提供者の通常の業務の遂行にとって必要である場合には、当該情報の移転又は当該金融情報の処理を妨げる措置をとってはならず、また、国際協定に適合する輸入規則に基づく場合を除くほか、当該機器の移転を妨げる措置をとってはならない。この条の規定は、個人情報及びプライバシー並びに個人の記録及び勘定の秘密を保護する締約国の権利を制限するものではない。ただし、当該権利がこの章、第九章（サービスの貿易）及び第十四章（投資）の規定を回避するために行使されないことを条件とする。

**第十一・七条**　規制に関する透明性

1　各締約国は、金融サービス提供者が相互の市場にアクセスして業務を行う能力を向上させる上で金融サービス提供者の活動を規律する透明性のある規制及び政策が重要であることを認識し、金融サービスに対する規制の透明性を促進する。